

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

工事名 安威川ダム ダム管理用制御処理設備外電気設備工事

本工事は、ダム管理用制御処理設備外(以下、「ダムコン」と言う。)について、機能増設を実施するものです。

受注者の要件として、自社で安威川ダム専用にダムコンを製作したこと、次の主要項目に関係する、ダムコンの通信方式などの装置内部の仕組みを熟知していること、及び非開示情報を含むノウハウが必要となります。また、仮に、他のものが実施した場合、ダムコンの不具合発生時に責任の所在を明確にすることができません。さらに、契約不適合責任及び保守点検に支障をきたします。

- ① 左岸頂部及び左岸下流の地山変状計測データ取込み
- ② 曝気装置制御盤(別途発注)との通信
- ③ 放流警報装置の自動起動

これらの理由により、安威川ダム 電気設備工事(2018-10-43)を受注したものを予定受注者とするものです。

以上のことから、三菱電機株式会社関西支社を除き目的の工事を実施するものがないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき同社と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略します。